

東京圏から

青森県へ移住し、  
起業しよう！

とお考えの皆様へ

令和2年度

## あおり移住起業支援事業費補助金 公募のご案内

青森県に『移住』して、『地域課題を解決するような事業を起業』する方に対し、**起業に要する経費の一部を補助**します。



補助上限額

**200** 万円

補助率

**1/2**

対象  
経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、  
知的財産権等関連経費、謝金、旅費、  
マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等



募集  
期間

**令和2年6月1日(月)～令和2年9月10日(木)**

審査

先行審査  
含む

先行審査①	8月上旬実施予定	令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)受付分
先行審査②	9月上旬実施予定	令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)受付分
最終審査③	10月上旬実施予定	令和2年8月1日(土)～令和2年9月10日(木)受付分

※ 予算額に達した場合又は達すると見込まれる場合は、上記募集期間内であっても、募集を終了します。

ご予定がある方は、お早めに応募またはお問合せください。

補助対象者・補助対象事業の詳細は裏面をご覧ください。

申込先・  
問合せ先



(公財)21あおり産業総合支援センター 総合支援課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514

E-mail:sougyou@21aomori.or.jp

## ① 東京23区の在住者又は通勤者(通算5年以上)

## 移住元の条件

※ 令和元年12月24日以前に転入した方は、別途要件がありますので、お問合せください。

- ・ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏※1のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ・ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏※1のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点としても可)

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※2 条件不利地域の市町村

- ・ 東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

## ② 青森県内への移住

## 移住先の要件

- ・ 起業支援事業の交付決定時において転入後1年以内であること。
- ・ 補助事業の完了日までに青森県内に移住すること。

※ 交付決定は、最も早い先行審査①(6月1日(月)～6月30日(火)受付分)で、8月上旬を予定しています。

## ③ 青森県内での起業

## 起業に関する要件

- ・ 公募開始日(令和2年6月1日)以降、補助事業の完了日までに青森県内で法人の登記又は個人事業の開業の届出を行うこと。
- ・ 青森県が地域再生計画において定める分野※3において、地域の課題の解決に資する社会的事業※4であり、新たに起業する事業であること。

※3 地域再生計画に定める、あおり移住起業支援事業の対象とする社会的事業の分野とは・・・  
地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、  
社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連・・・等

※4 社会的事業の要件は、次に掲げる①～③全てに該当する必要があります。

- ① 【社会性】地域課題の解決に資すること
- ② 【事業性】提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること
- ③ 【必要性】地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと

## 応募方法

下記(公財)21 あおり産業総合支援センターの HP から申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

(公財)21あおり産業総合支援センターホームページ URL

<https://www.21aomori.or.jp/sougyou/aomori-ijyukigyous.html>

21あおり 補助金

で検索